

**第10回個人情報保護制度の見直し
に関する検討会
地方ヒアリング 提出資料**

令和2年11月27日

全国知事会

デジタル社会の実現に向けた提言（抜粋）

令和2年10月12日 全国知事会 デジタル社会推進本部

データ利活用の観点からの個人情報保護法制の見直し

- デジタル化された個人や産業の各種データを積極的に利活用していくことで、新たなサービスや社会経済活動の創出等、地方創生にしっかりつなげることができるよう、個人情報の利活用に対する社会的要請や国益保護の面からも、全国的なルールや運用の統一化を図ること。
- 法制化に当たっては、地方自治体における個人情報保護条例の制定や運用の経緯も適切に考慮されるべきであり、地方と十分に意見交換しながら検討を進めること。

本日の説明要旨

1. 「地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）」に対する各都道府県の意見集約結果
2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する意見・要請

1. 「地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）」に対する各都道府県の意見集約結果

- ✓ 法律による共通ルールの規定及び「素案」の方向性については、概ね「支障なし」との評価
 - ◆ 個人情報保護水準確保とデータ利活用促進の両立の必要性を理解
 - ◆ 地方による独自の保護措置を一定程度容認することを評価
- ✓ 個別事項について「支障あり」とした都道府県からの意見や懸念
 - ◆ 「定義の一元化」「個人情報の取扱い」：地方におけるこれまでの取扱いとの齟齬や後退が生じないよう対応
 - ◆ 「開示、訂正及び利用停止の請求」：地方のこれまでの取組との整合や行政サービスの低下・切り下げとならないよう配慮
 - ◆ 「非識別加工情報の提供制度の導入」：ノウハウ、人材確保、事務負担増等あらゆる観点から多数の懸念
 - ◆ 「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置」：地方での先行した取組やきめ細かなサービス水準の容認

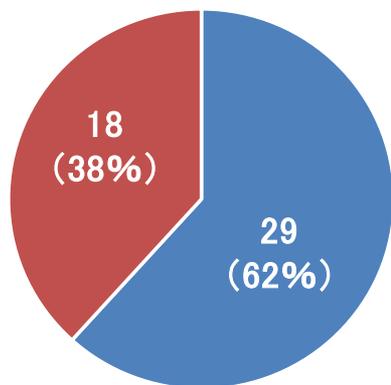
など

① 適用範囲

【方向性】

- (1) 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、国と同じ規律を適用
- (2) 病院、診療所及び大学は、国立の機関と同様に民間部門と同じ規律を適用（開示等及び非識別加工情報部分は除く）

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

➤ 総論

- 国の行政機関等と同様の規律を適用する具体的な根拠や制度運用、個人の権利利益の保護等の在り方について見解が示されていないため判断できない
- 議会、地方独立行政法人、指定管理者を含めた実施機関との調整が必要だが、具体的な内容の説明がなく新法の全容が見えない中での判断は困難

➤ 病院、診療所及び大学関連

- 病院、診療所及び大学は行政的業務を取り扱っており、民間と同じ規律では不適當な場合があり得る
- 民間の医療機関にはない「医療観察法病棟」に係る事務を行う病院があり、また、保健所は診療所に該当するが行政事務であり、一律の個情法の適用には支障あり
- 診療と福祉事業を複合的に行う病院・診療所もあり、単純に民間の規律を適用するのではなく、行政と民間の機能を持つ機関にフィットする規律も検討すべき
- 公立大学は実施機関の一つであり、民間との均衡より税金を投入して運営する公的機関として、他の実施機関と同様の取扱いとすることが適當

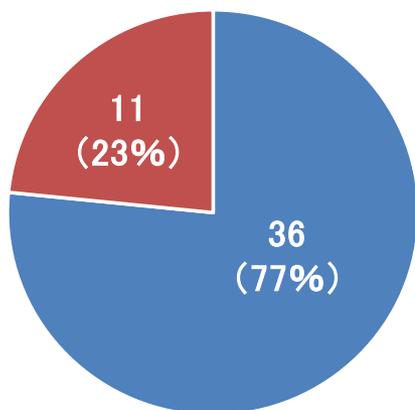
具体的内容が不明なため判断が難しい、特に病院、診療所及び大学に対する民間部門と同じ規律の適用に対して業務の切り分けの困難性等から「支障あり」「県の機関と同様とすべき」との意見あり

② 定義の一元化（「個人情報」の定義）

【方向性】

- (1) 「個人情報」の定義は、国・民間部門と同じ規律を適用
- (2) 「死者に関する情報」は、「個人情報」に含まないとした上で保護措置を別途条例で規定することを許容

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

➤ 個人情報の定義

- 「容易照合可能性」に合わせることで個人情報保護レベルが低下したと捉えられないよう、現行の「照合可能性」と保護レベルに変更がないことをガイドライン等で明確化されたい

➤ 死者に関する情報

- 遺族等の権利等にも配慮し、新法において死者に関する情報も含めるべきであり、全国で統一した扱いが必要
- 開示請求の場面や利用・提供の場面で実務上の課題が見られるため、全国的に共通する課題として取扱いの統一を図るべき
- 多くの地方公共団体が個人情報としており、新法でも別途条例で定めることを許容するのであれば、法で個人情報の対象とすることを前提に検討することが適切
- 死者の情報を個人情報に含めない場合、条例においてどのように保護措置を設けることができるか不明

定義の一元化により従来の保護レベルが低下しないよう配慮すること、死者に関する情報は既に多くの団体が個人情報としており、法律で対象とすることも含め全国的な共通ルールを求める意見あり

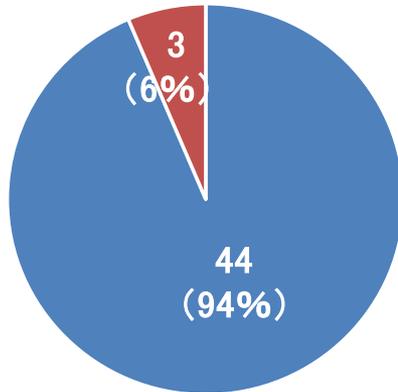
② 定義の一元化（「要配慮個人情報」の定義）

【方向性】

- (1) 「要配慮個人情報」の定義は、国・民間部門と同じ規律を適用
- (2) 条例で、特定の個人情報を「要配慮個人情報」として規定することを許容

【意見】

【支障ありの主な理由】



■ 支障あり ■ 支障なし

- 要配慮個人情報の保護価値は、地域性や県民性で異なるものとは考えられないので、条例で規定するのではなく法律で全国一律とすべき
- 地方公共団体ごとに取扱いに差が出るということは「個人情報の取扱いを全国一律とする」という法の改正趣旨に反するため、全国一律に取扱うべき。よって、地方が独自に規定する要配慮個人情報について、地方の独自性を損なうことのないよう可能な限り幅広く網羅できるような定義を検討すべき
- 定義そのものは国・民間部門と同じ規律を適用しても支障なしと考えるが、条例による要配慮個人情報の追加については、新法検討の経緯を踏まえ、地方公共団体ごとに齟齬が生じないように、国においてその範囲を整理すべき

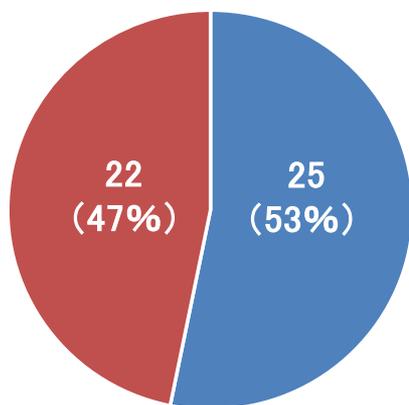
**ほとんどが国の提示した方向性に「支障なし」と回答
一部、地方が独自に規定する項目も含めて法律で全国一律とすべき
や、条例による追加によっても国が範囲を整理すべきなど、定義の
統一化を求める意見あり**

③ 個人情報取扱い

【方向性】

- (1) 「個人情報」の保有制限は、国と同じ規律を導入することで条例で定める要配慮個人情報の保有制限の目的を達成
- (2) 安全確保措置や目的外利用・提供制限は国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、条例で定めるオンライン結合制限の目的を達成
- (3) 目的外利用・提供制限は、国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、適切な事務の遂行を確保

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- **要配慮個人情報の保有制限**
 - 要配慮個人情報の保有制限を撤廃すると、県における個人情報の取扱いが後退したと受け取られる懸念がある
 - 住民に接する機会が多い地方ではセンシティブ情報に接する機会が多く切実な状況にあり、多くの自治体で取得を一律に禁止している現状を鑑み、国が地方の規律の仕方に合わせることで適正なセンシティブ情報の取扱いに資すると思料
- **オンライン結合制限、目的外利用・提供制限**
 - オンライン結合制限は、オンライン結合に係る第三者評価の意味合いがあると考えており、その仕様、条件、安全確保措置の具体的な提示が必要
 - 目的外利用・提供は個人の権利利益に大きな影響を及ぼすため、技術的な助言であるガイドラインではなく、法律に明記すべき
 - 目的外利用・提供制限について行個法にない地方独自の規定は、新法による取り込みやガイドラインにより地方の独自判断が可能となるよう検討されたい
 - ガイドライン等だけでは判断できないことも想定され、その場合には地方公共団体が設置する審議会等が関与できる仕組みが必要と考える

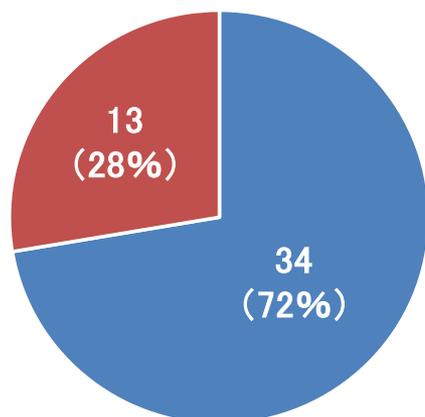
**地方におけるこれまでの個人情報の取扱いとの齟齬や後退が生じる
ことのないよう、法律による措置やガイドラインの策定、地方の審
議会の関与を求める意見が多い**

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

【方向性】

- (1) 個人情報ファイル簿の作成・公表は国と同じ規律を適用
- (2) 引き続き、条例に基づく個人情報取扱事務登録簿等の作成・公表を許容

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- 個人情報ファイル簿を新たに作成する場合、個人情報ファイルの精査、記録項目の整理、公表の可否の検討など、相当の事務負担が発生することが懸念
- 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の選択制を採用して欲しい
- 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿では、対象となる情報、規模、記載内容が異なっており、地方における個人情報取扱事務の現状に照らし統一できるか検討が必要
- 多くの地方公共団体は個人情報取扱事務登録簿を作成しているので、登録簿の作成を原則とするとともに個人情報ファイル簿と様式を統一化することで、事務負担の軽減や1000人未満が非公表という支障（業務水準低下）を回避してはどうか
- 個人情報ファイル簿を作成する場合でも、1000人未満の作成を義務付けなければ、県民サービスの低下につながる
- 非識別加工情報の提供が個人情報ファイル簿作成義務付けの要因であれば、提案を募集する個人情報ファイルに係るファイル簿のみを作成するなどの配慮を願う

個人情報ファイル簿の新規作成に対する事務負担への懸念から個人情報取扱事務登録簿との選択制を求める意見あり

個人情報ファイル簿に移行の場合も、1000人未満の作成義務付けがなければサービス低下を懸念する意見もあり

⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求

【方向性】

- (1) 自己情報の開示、訂正、利用停止の制度は、法律での規定と国の規定に準じた条例での規定について引き続き検討
- (2) 開示決定等に対する不服審査は、地方公共団体が設置する審議会等に諮問
- (3) 開示決定等の当否に関する個人情報保護委員会の関与は、国の制度設計を踏まえて引き続き検討

【意見】

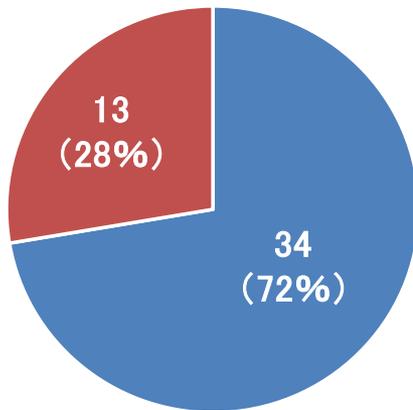
【支障ありの主な理由】

➤ 規定の方法、不服審査の在り方

- 国にない口頭による開示請求の特例、個人情報取扱の是正申出などの制度を条例で規定することが認められなければ、サービスが低下するおそれがある
- 条例に行個法にない非開示事由があることから、法律で規定する場合、従来より非開示事由の範囲が狭くなることが懸念される
- 不服審査について国に準ずる場合、開示決定期限、手数料、任意代理の請求範囲などで、県民サービスの低下や保護の切り下げにならないよう、既存の地方の取組について、法以上のサービス水準を条例で規定するなどの配慮が必要
- 地方自治体の情報公開制度との整合の観点からも、開示請求等の制度は条例で規定する以外はあり得ない

➤ 個人情報保護委員会による関与

- 個人情報保護委員会の関与は、地方自治の趣旨を踏まえ、地方の独自性を損なわないものとなるよう検討されたい



■ 支障あり ■ 支障なし

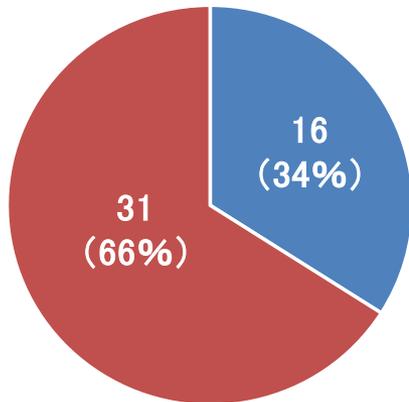
今後の制度検討に当たっては、地方におけるこれまでの取組との整合や行政サービスの低下・切り下げとならないような配慮を求める意見あり

⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入

【方向性】

- (1) 共通ルールとして、国と同様に非識別加工情報の提供制度について国と同じ規律を適用し、提供募集を実施
- (2) 経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用し、その他の地方公共団体は任意で提案募集を実施
- (3) 地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し必要な支援を要請

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- 民間からの提案審査・情報加工への対応による事務負担の増加、加工作業を行う人材の確保などが懸念される
- 非識別加工情報作成に関するノウハウがなく、非識別化の処理が不十分で個人情報を漏えいするおそれがある
- これまでに国・地方でもほとんど利用がないのは、単一の団体ではなく全国レベルの広域的な情報に対し需要があるためであり、法制化を進める前に全国的な作成組織を整備するなど、プラットフォームとして機能させるための体制整備が必要
- 都道府県においても、提案募集実施の判断は任意とすべき
- 個人情報の利活用について、新法には「別の法律で定める」程度の規定をし「個人情報の利活用に関する法律」のような別の法律を制定すべき。その際、所管も個人情報保護部門ではなく、デジタル庁のような部署が所管すべき

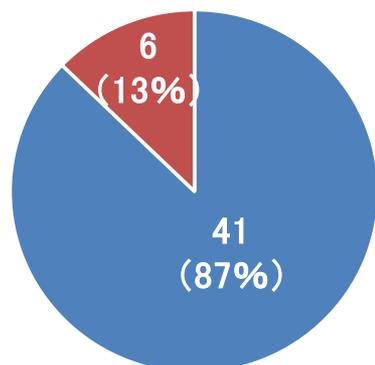
提案募集、情報加工のノウハウ、人材確保、事務負担増などあらゆる観点から懸念が多数示されており、法制化の前に国において実効性を高めるための体制を整備すべきとの意見あり

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

【方向性】

- (1) 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱いについて国の行政機関に対するものに準じた監督等を実施
- (2) 地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し助言その他の必要な支援を要請

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- 個人情報の取扱いについて国の機関である個人情報保護委員会が地方公共団体に対し監督等を行うことについては、地方自治法の趣旨を踏まえ慎重に検討すべき
- 個人情報保護委員会による地方公共団体への関与とその内容については、その趣旨、内容、新たな負担の有無等を明らかにするとともに、必要最小限度の範囲とするなど国において整理した上で、地方との調整を行うべき
- 国の行政機関に準じた監督等や個人情報の取扱い等に係る個人情報保護委員会の助言その他の必要な支援の在り方について、具体的な見解、内容が示されていないため、現時点で判断が難しい

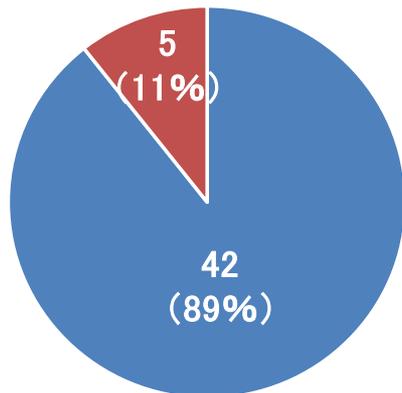
個人情報保護委員会による関与は、その内容等を明確化するとともに、地方自治法の趣旨を踏まえ、必要最小限度のものとするよう意見あり

⑧ 施行期日等

【方向性】

- (1) 法律の施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- (2) 制度の適正かつ円滑な実施確保のため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン作成、条例例の提示等）を実施

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- 施行期日については、数年単位で十分な期間を設けるべき
- 法案と条例例をセットで示すなど、十分な情報提供に努めた上で各地方公共団体に意見を求めるべきであり、地方公共団体での検討にも十分な期間を設けるべき
- 基本的な検討が始まったところであり、施行期日を議論する段階ではない。国は、全体のスケジュール案を示す必要がある
- 現時点、具体的な法律案の内容、施行期日までの期間及び具体的なスケジュールや、地方公共団体における施行期日までの準備内容等が不明であり、適切な判断ができない

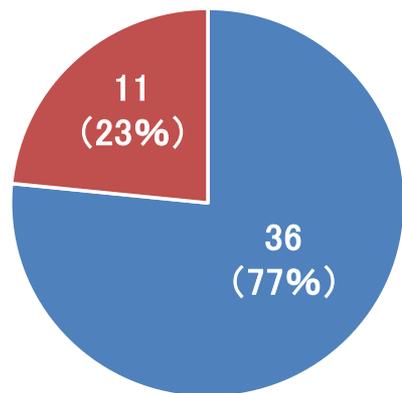
数年単位で十分な準備期間を設けるべきとの意見がある一方、具体的な法案の内容、施行までのスケジュールや準備内容が不明であり、必要な期間について判断できないとの意見もあり

⑨ 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置

【方向性】

- (1) 地方公共団体は、特に必要な場合に限り条例で独自の保護措置を規定し、国は、「特に必要な場合」の該当性についての考え方をガイドライン等で提示
- (2) 独自の保護措置を条例で定めたときは、個人情報保護委員会に届出、この場合、個人情報保護委員会は届出内容を踏まえ助言等の必要な監督を実施

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

➤ ガイドライン等による提示

- 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について、国が「特に必要な場合」の考え方をガイドライン等で提示することに支障はないが、地方公共団体における先行した取組として現在条例で規定している事項については肯定されるべきである
- 「特に必要な場合」「必要最小限度」が具体的に示されていないが、法を上回るサービス水準（開示決定の日数短縮など）を条例で規定することは容認すべき
- 法的拘束力のないガイドラインは、国からの技術的助言にすぎず、必ずしも全ての地方公共団体がガイドラインどおりに運用するとは限らないことから、統一性を担保する手段となり得るか疑問

➤ 個人情報保護委員会への届出・監督

- 個人情報保護委員会への届出・監督について、地方自治の本旨を損なうことにならないか懸念があり、地方自治法の趣旨を踏まえ慎重に検討すべき

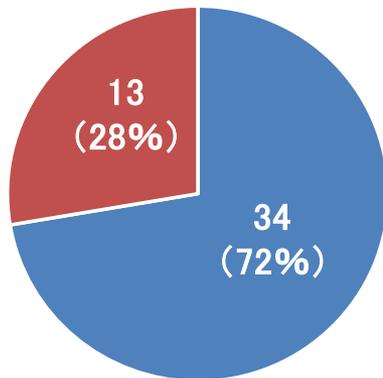
「特に必要な場合」について、地方公共団体の先行した取組やきめ細かなサービス水準はこれを認めること、法的拘束力のないガイドラインの実効性に対する疑問、個人情報保護委員会の関与は地方自治の本旨を踏まえ慎重な検討が必要との意見あり

⑩ 審議会等の在り方

【方向性】

- (1) 条例の適用についての判断に際しての審議会等からの意見聴取手続きは、①全国で統一に対応すべき場合は国が示すガイドライン等に基づき運用、②定型的な事例は予め意見聴取し運用ルールを決めておく、等によりその必要性は減少
- (2) 審議会の役割は、これまでの案件ごとの諮問から、定型的な事例の運用ルールの検討や地方公共団体の制度運用や在り方への意見提示に重点が移行
- (3) 開示等の決定に関する審査請求に際しての諮問は、引き続き審議会等が対応

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- 現在、審議会は適切に運用されており、運営方法を変更する必要性は特段生じていない
- 定型的な事例だけでなく個別の事例についても、審議会のチェックによる個人情報の取扱いの適正運営を重視しており、個人情報の収集や利用提供の例外規定の中には審議会への諮問手続きが無くなることには懸念があり、引き続き必要
- ガイドライン等に定めがない、それだけでは判断できないことも想定され、そのような場合には地方公共団体が設置する審議会等が関与できる仕組みが必要
- ガイドライン等で示される「全国で統一に対応すべき場合」と「定型的な事例」の線引きが不明であり、審議会への意見聴取の安定的な運用に支障をきたすおそれがあるため、意見聴取先を個人情報保護委員会に統一し、地方公共団体の審議会は審査請求の諮問に対応するという案もあるのではないか

審議会の現状の運営方法で支障なしとの意見や、制度の安定的な運用のため、国が示すガイドラインで判断できない事項への審議会の関与、意見聴取先を個人情報保護委員会に統一などの意見あり

2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する 意見・要請

- ① 素案で示された方向性について、法案提出までに具体的な内容を示すこと
特に個人情報の定義については、従来の保護レベルに配慮するとともに、要配慮個人情報や死者に関する情報など取扱いについても検討すること
- ② その上で、各地方公共団体が個人情報保護制度を適切に運用できるよう、法施行までにガイドラインにおいて整理すること
- ③ 「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置」については法律で明確に規定するとともに、これまで地方が法律の規定以上に先行的に取り組んできた事項を認めるよう十分に配慮すること
併せて、個人情報保護委員会による関与の在り方については、地方自治の観点から過大とならないよう慎重に検討すること

2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する 意見・要請

- ④ 共通ルールの法律化やガイドラインによる明確化がなされた後も、地方公共団体において独自の保護措置を講ずべき事項があることを共通認識とし、その実施に支障を生ずることのないよう十分に配慮すること
- ⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求については、地方公共団体における個人情報保護行政の中核であり、法律で規定する際には、これまで条例によって実現してきた規律や運用を十分に踏まえて制度設計すること
- ⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入については、法制化により見込まれる地方の負担増に対し国において十分な人的・財政的措置を検討するとともに、作成組織の整備等、全国一律で実効性を高めるための体制整備についても検討すること
- ⑦ 法律の施行期日については、条例改正の手続き、事務処理要領策定・職員研修、住民への周知等を考慮し、十分な準備期間を設ける（会計年度任用職員制度：法施行までに約3年の期間を設定）とともに、国は、こうした作業に対して丁寧な助言・支援を行うこと